

静岡県の情報公開・個人情報保護

令和6年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況年次報告書

令和8年1月

静岡県総務部法務文書課

目 次

ページ

第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし

第1 情報公開の総合的推進

- | | |
|-------------------|---|
| 1 情報公開条例（現行条例）の制定 | 1 |
| 2 情報公開制度の体系 | 1 |

第2 公文書開示制度

- | | |
|-------------------|---|
| 1 公文書開示請求権 | 2 |
| 2 対象となる公文書の範囲 | 2 |
| 3 実施機関 | 2 |
| 4 開示請求の方法 | 3 |
| 5 開示・非開示の決定 | 3 |
| 6 開示できない情報（非開示情報） | 3 |
| 7 開示の実施 | 5 |
| 8 審査請求 | 6 |
| （参考資料）公文書開示請求書 | 7 |

第3 情報提供施策

- | | |
|-------------|---|
| 1 情報提供推進の取組 | 8 |
| 2 情報提供の窓口 | 9 |

第4 個人情報保護制度

- | | |
|-------------------|----|
| 1 開示、訂正及び利用停止 | 10 |
| 2 静岡県個人情報保護審査会 | 10 |
| （参考資料）保有個人情報開示請求書 | 11 |

第2章 令和6年度情報公開・個人情報保護の実施状況

第1 公文書開示制度

- | | |
|----------------------|----|
| 1 実施機関別の請求及び処理の状況 | 12 |
| 2 請求内容別件数 | 14 |
| 3 請求方法別件数 | 14 |
| 4 開示率 | 14 |
| 5 15日以内決定率 | 14 |
| 6 非開示理由の内訳 | 14 |
| 7 年度別の公文書開示請求及び処理の状況 | 15 |
| 8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況 | 16 |
| 9 静岡県情報公開審査会の開催等の状況 | 16 |
| 10 静岡県情報公開審査会の審議内容 | 17 |
| 11 静岡県情報公開審査会審議案件概要 | 18 |

第2 行政資料・統計資料等の提供

1 県民サービスセンターの利用者数	20
2 行政資料・統計資料の貸出状況	20
3 情報提供した主な行政資料・統計資料	21

第3 個人情報保護制度

1 実施機関別の保有個人情報開示請求及び処理の状況	23
2 開示率	24
3 15日以内決定率	24
4 不開示理由の内訳	24
5 年度別の保有個人情報開示請求及び処理の状況	25
6 保有個人情報訂正請求の処理状況	26
7 保有個人情報利用停止請求の処理状況	26
8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況	27
9 静岡県個人情報保護審査会の開催等の状況	27
10 静岡県個人情報保護審査会の審議内容	28
11 静岡県個人情報保護審査会審議案件概要	28
参考例規	29

第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし

第1章 情報公開・個人情報保護制度のあらまし

第1 情報公開の総合的推進

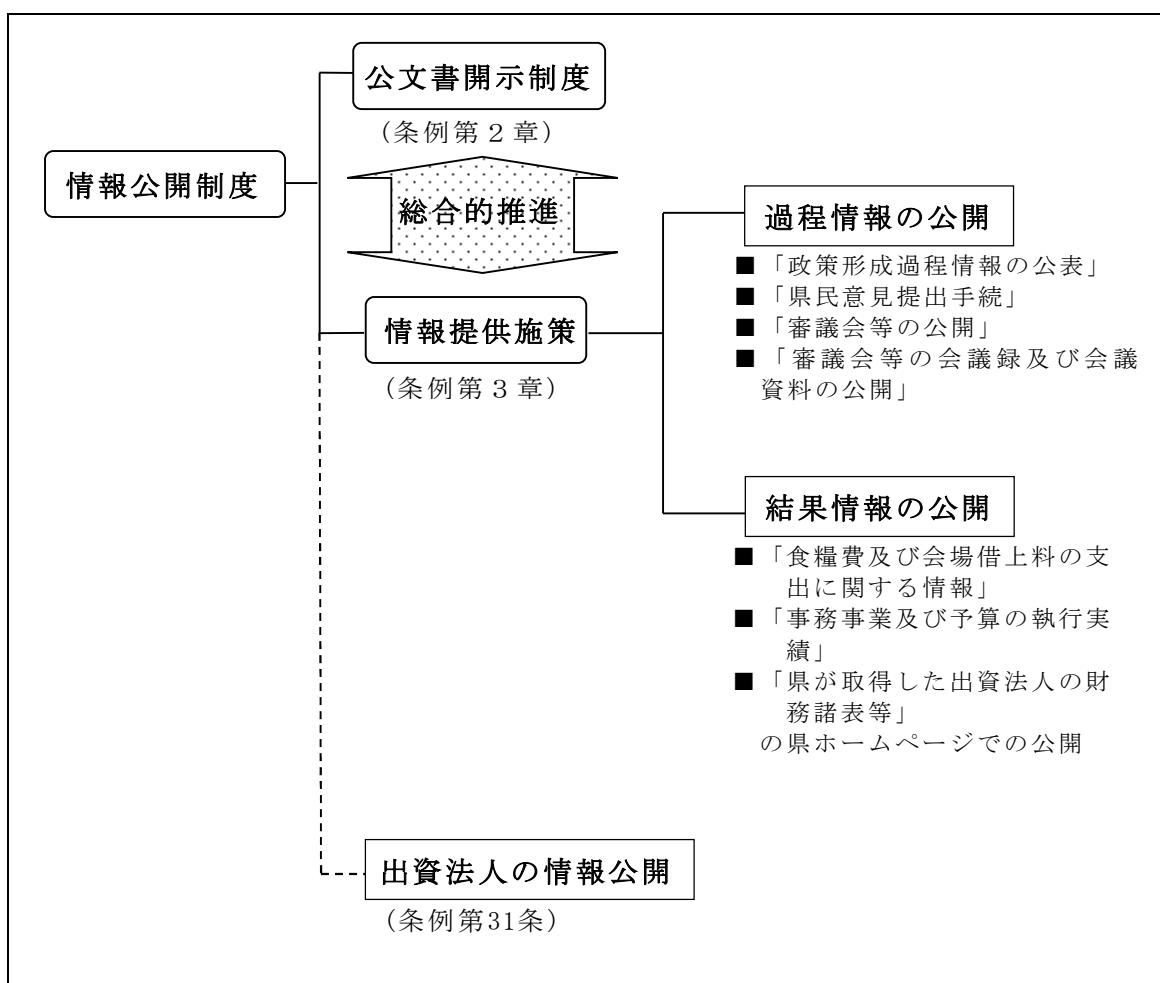
1 情報公開条例(現行条例)の制定

情報公開は、県が保有している情報を様々な方法、手段で県民に公開することにより、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的としています。

本県では、平成元年10月から「公文書の開示に関する条例(旧条例)」に基づき情報公開に取り組んできましたが、その後の地方分権の推進や情報通信技術の発達など情報公開を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成12年10月27日、旧条例を全部改正して新たに「静岡県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しました。

新条例は、請求に基づいて公文書を開示する「公文書開示制度」について規定するとともに、県政に係る情報を主体的に提供していく「情報提供施策」の充実を図る旨を定め、さらに県出資法人についても情報公開を推進することを明示するなど、情報公開を総合的に推進していくこととしています。

2 情報公開制度の体系



第2 公文書開示制度

1 公文書開示請求権

公文書開示請求権は、だれでも理由や目的を問われることなく公文書の開示を請求することができる権利です。一方、県(実施機関)は当該公文書を開示する義務を負います(ただし、公文書に非開示情報が記録されている場合を除きます。)。

2 対象となる公文書の範囲

開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が仕事を進める上で作成したり、取得した文書、図画及び電磁的記録で、組織において業務上必要なものとして利用、保存するため、実施機関が定める文書管理規則等により管理しているものです。

本県では、文書を次のように分類しています。

文 書 等	公 文 書	起案文書	条例が対象とする公文書
		事案の決定のための案を記載した文書等で、押印又はこれに準じた処理による意思決定を伴うもの … 決裁済文書、決裁途上の文書など	
		供覧文書	
		組織内の閲覧に供するために回付した文書等で意思決定を伴わないもの … 供覧済文書、供覧途上の文書など	
		資料文書	
		公文書のうち起案文書及び供覧文書を除いたもの … 課長以上を交えた検討に付された文書(原本) 課長以上への説明文書(原本) 供覧に付さない「会議等で受領した文書」など	
		個人管理文書	
		文書等のうち公文書を除いたもの(職員個人の検討段階にあるものなど) … 個人の検討段階にある文書、資料 自己の職務の便宜のために保有している「正式文書のコピー」など	
別途 管理	市販文書	官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの	
職員の私文書			

3 実施機関

地方自治法、警察法、地方公営企業法等により独立した権限を行使できる県の機関等で、情報公開条例に基づき公文書開示制度を実施するものを実施機関と称しています(21機関)。

実施機関

- | | | |
|-------------------|----------------------|-------------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・選挙管理委員会 | ・人事委員会 | ・監査委員 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・労働委員会 |
| ・収用委員会 | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会 |
| ・公営企業管理者 | ・がんセンター事業管理者 | ・静岡県公立大学法人 |
| ・公立大学法人静岡文化芸術大学 | ・公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学 | |
| ・地方独立行政法人静岡県立病院機構 | ・静岡県住宅供給公社 | |
| ・静岡県道路公社 | ・静岡県土地開発公社 | |

4 開示請求の方法

公文書の開示請求は、氏名、住所、公文書の名称又は内容、閲覧の方法の区分、連絡先を記載した公文書開示請求書（7頁）を、次のいずれかの方法により提出して行います。

なお、開示請求書は県のホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 静岡県公文書センター（県庁東館2階）又は各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局（所在地一覧：9頁）で、開示請求書を提出する方法
 - ② 郵送で開示請求書を提出する方法
 - ③ ファクシミリ（FAX番号054-221-2099）で開示請求書を提出する方法
 - ④ インターネット（「ふじのくに 電子申請サービス」※）で必要事項を入力して請求する方法
- ※ <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/onlineservice/denshishinsei/1041985.html>のページで御案内しています。

5 開示・非開示の決定

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示するかどうかを決定し、請求者に対して書面で通知します（開示請求に係る公文書の全部を直ちに開示するときは、口頭で告知します。）。

なお、やむを得ない理由により15日以内に決定できないときは、30日以内に限り決定期間を延長することがあります。

6 開示できない情報（非開示情報）

請求があつた公文書は、開示することが原則ですが、公文書に記載された情報が次のいずれかに該当する場合は、その例外として開示することができません。

（1） 法令秘情報

法律、政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令、条例等により公にすることができないとされている情報

（2） 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、
①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、①及び②とも、次のいずれにも該当しない場合に限ります。

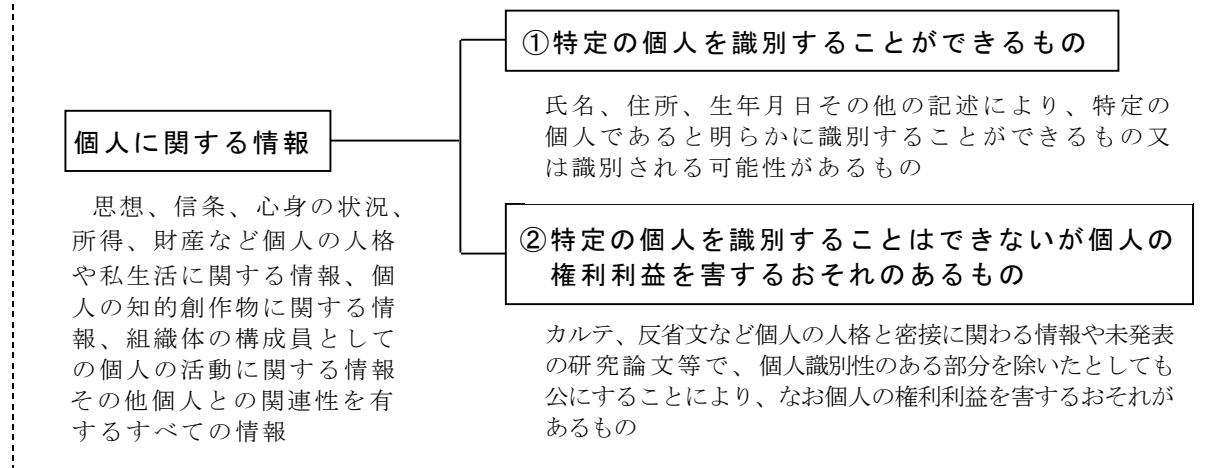
ア 法令等の規定や慣行（事実上の慣習として行われていること）により、誰でも容易に入手することができる状態にある、又はその状態になる予定の情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員の職務遂行（行政処分などの公権力の行使、職務としての会議への出

席、発言その他の事実行為)に関する情報のうち公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分。ただし、警察職員の氏名に関しては、この規定は適用されません。

個人に関する情報で、①特定の個人を識別することができるもの又は②特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれのあるものは非開示



(2) の 2 行政機関等匿名加工情報及び削除情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(以下「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号。

(3) 事業活動情報

法人その他の団体(国及び地方公共団体等を除く。以下「法人等」といいます。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除きます。

法人等や事業を営む個人の事業活動に関する情報		
A 非開示とならない情報	B 非開示となる情報	
右の要件に該当しない事業活動情報	①権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報	②非公開特約付きの任意提供情報 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
(ただし書～非開示とならない情報～) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報		

(4) 犯罪の予防、捜査等情報

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、実施機関が認めるについて相当の理由がある情報

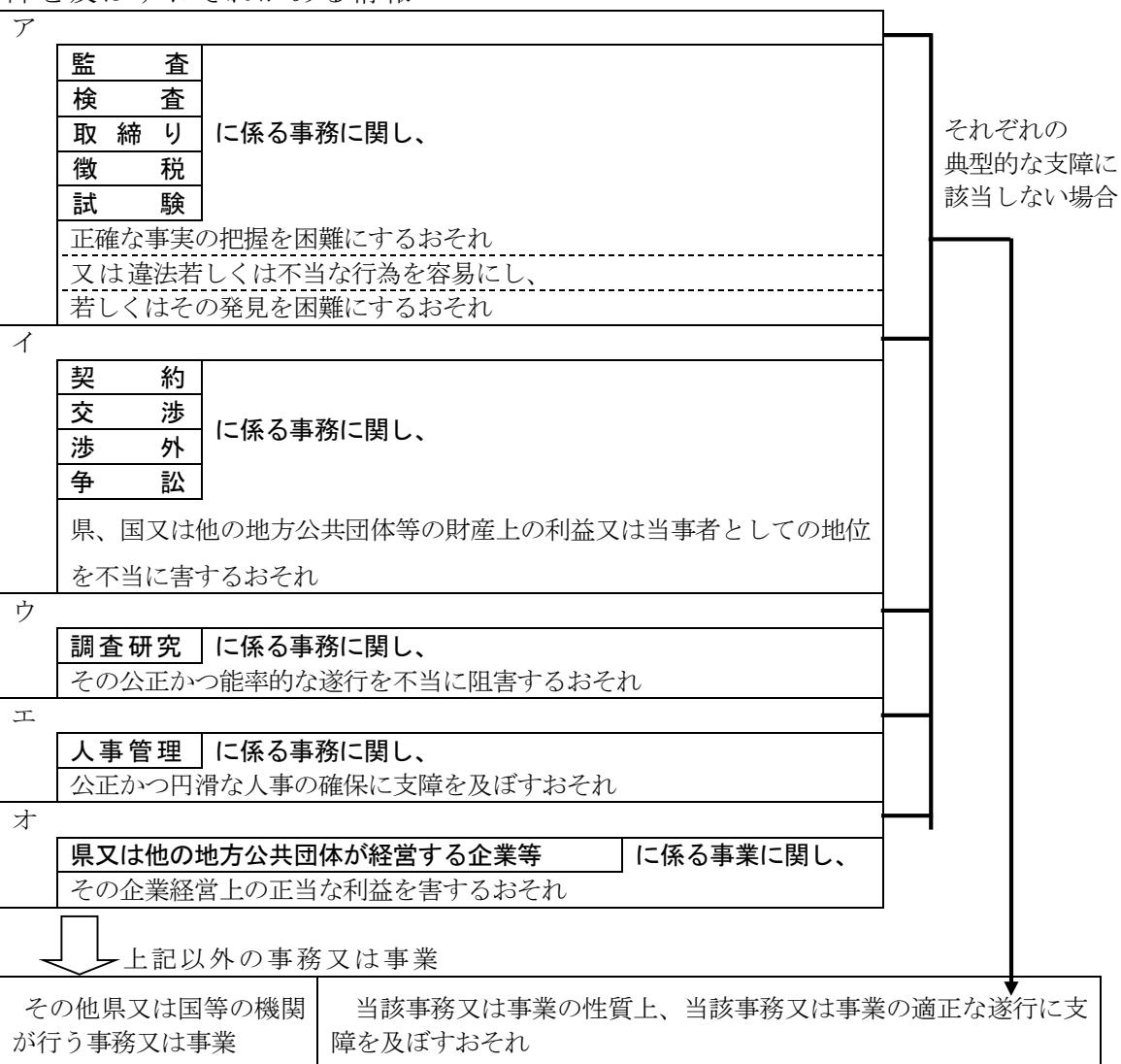
(5) 審議、検討又は協議に関する情報

県又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次のおそれがある情報

- ア 外部からの圧力、干渉等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- イ 未成熟な情報であって、公にされることにより不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に混乱を生じさせるおそれ
- ウ 公にされることにより、特定の者に不当に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれ

(6) 事務又は事業に関する情報

公にすることにより、県又は国等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報



(7) 会派又は議員個人の活動に関する情報

公にすることにより、議会における会派活動又は議員個人の政治活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

7 開示の実施

(1) 開示の実施方法

開示決定通知書に記載した日時及び場所において、開示請求のあった公文書の原本又は写しを閲覧に供し、請求者の求めに応じて、当該公文書の写しを交付します（当該公文書の写しの郵送を求めたり、対象公文書を閲覧した後に必要な部分の写しの交付を受けたりすることもできます。）。

(2) 費用の負担

① 閲覧

基本的に閲覧のための費用は必要ありません。

ただし、電磁的記録の場合で、画面等に出力するために特別な処理が必要なものについては、当該処理の前に必要な費用の負担をしていただきます。

② 写しの交付

写しの作成に要する費用として、知事に対する開示請求の場合は、知事が保有する公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱に定める額（単色刷りでA3までのサイズのものであれば1枚10円）を負担していただきます。

なお、写しの交付を郵送で希望する場合には、別途、郵送料（郵券）を負担していただきます。

8 審査請求

開示請求があつた公文書について部分開示決定や非開示決定がなされたときなど、その決定に不服がある場合は、請求者は、当該決定をした実施機関に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

審査請求を受けた実施機関は、「静岡県情報公開審査会」に諮問し、審査会の審議を経て審査請求に対する裁決を行います。

情報公開審査会は、審査請求案件を公正な第三者の立場で調査審議するために設けられた、知事の附属機関です。

○審査会概要のＨＰ上の掲載場所

⇒ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1067114/1067117/1068558.html>)

(参考資料)

公文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号

開示請求者 住所又は居所
氏名 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地
法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

静岡県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
開示の方法の区分 希望する方法に 印を付してください。	1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 <input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。
連絡先 請求内容について照会する ことがありますので、担当者の氏名、電話番号等を記載してください。	

以下の欄には記入しないでください。

処理状況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担当課名		
備考		

第3 情報提供施策

1 情報提供推進の取組（「情報提供の推進に関する要綱」）

請求に基づいて公文書を開示する「公文書開示制度」と県政に係る情報を主体的に提供する「情報提供施策」とは相互に補完し合う、情報公開制度の両輪の関係にあります。県では、県民の皆様の関心が高い県政に係る情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実に努めています。

（1）過程情報の公開

政策形成の過程における情報を公開するとともに、県民の多様な意見を把握し県民の意見を考慮して政策を決定することにより、県行政に対する県民の理解を深め、県民参加の促進を図ることとしています。

ア 「政策形成過程情報の公表」と「県民意見提出手続」

県の施策に対して県民に理解を深めていただくとともに、県民参加を促進して、県民本位の行政運営を進めていくためには、県政の重要課題等について積極的に情報提供を行っていくことが重要です。このため、平成14年4月から、県の施策の基本となる計画や条例の策定・制定等について、最終決定される前の案の概要を公表する「政策形成過程情報の公表」と、これを基に県民から意見を募集する「県民意見提出手続」を実施しています。

イ 審議会等の会議の公開

各界の有識者からなる「審議会」、「委員会」、「懇話会」等は、県の政策形成の過程において重要な役割を果たしています。このため、従来から、その会議録や会議資料を公開していましたが、平成14年1月からは審議会等の会議そのものを原則公開しています。

なお、公開は、会議ごとに予め定めた傍聴手続等に則った方法で行い、会議の開催に先立って、開催案内等を報道に情報提供するとともに、インターネット等を通じて事前に県民にお知らせすることとしています。

（2）結果情報の公開

県行政の諸活動の結果を明らかにすることにより、県行政の透明性を高め、公正な県行政の執行と県民の信頼の確保を図ることとし、以下について県ホームページで公開しています。

名称	左の内容	開始時期
ア 食糧費及び会場借上料の支出に関する情報	県が実施した会議・懇談等の支出内容（会議名、支払先の名称、金額等）等が分かれます。	H9年5月～
イ 事務事業及び予算の執行実績	本庁各課及び各出先機関が定期監査調書に準じて作成したもので、1年間に実施した業務の概要や予算の執行状況などが分かれます。	H10年9月～
ウ 県が取得した出資法人の財務諸表等	県が出資又は出捐し、所管官庁となっている社団・財團の概要や財務内容などが分かれます。	H10年9月～
エ 審議会等の会議録・会議資料	地方自治法に基づき設置された附属機関、要綱等により設置された委員会、懇話会等の概要のほか、開催された会議の日時、出席者、審議検討内容などが分かれます。	H10年10月～ 及び H12年10月～

2 情報提供の窓口

情報提供施策を推進するための窓口は次のとおりです。

(1) 県民サービスセンター（県庁東館2階）

公文書開示の案内を行うほか、県で発行あるいは収集した行政資料や統計資料、パンフレットなどを配架して、どなたでも自由に御覧いただけるようにしています。また、これら資料のうち一部については貸出もしも行っています。

所在地：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館2階
電話：054-221-2455 ファクス：054-221-2419

(2) 各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局（県内9箇所）

地域における身近な県の機関として、行政資料や統計資料などの情報提供を行うとともに、公文書開示請求の受付や相談の対応を行っています。

名称	所在地	電話
下田財務事務所	〒415-0016 下田市中531-1（下田総合庁舎内）	0558-24-2012
熱海財務事務所	〒413-8686 熱海市水口町13-15（熱海総合庁舎内）	0557-82-9057
沼津財務事務所	〒410-8520 沼津市高島本町1-3（東部総合庁舎内）	055-920-2012
富士財務事務所	〒416-8544 富士市本市場441-1（富士総合庁舎内）	0545-65-2111
静岡財務事務所	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20（静岡総合庁舎内）	054-286-9112
藤枝財務事務所	〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋362-1（藤枝総合庁舎内）	054-644-9116
磐田財務事務所	〒438-0086 磐田市見付3599-4（中遠総合庁舎内）	0538-37-2206
浜松財務事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12-1（浜松総合庁舎内）	053-458-7123
西部農林事務所 天竜農林局	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559（北遠総合庁舎内）	053-926-2311

(3) インターネットの県ホームページ

現在、県のホームページでは、県政に係る様々な情報を提供するとともに、県の条例や規則などの各種データベースが構築されており、自由にアクセスできるようになっています。

☆ 静岡県のホームページのアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/index.html>

第4 個人情報保護制度

本県では、平成14年10月、県の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定める「静岡県個人情報保護条例」(以下「旧条例」という。)を制定し、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することに努めてきました。

令和5年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正により、本県にも同法が適用されることとなりました。これに伴い、静岡県では「個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「法施行条例」という。)」を制定するなどの対応をしてきました。今後も、デジタル社会の進展に伴う個人情報の利用の著しい拡大に対応できるよう、より一層尽力してまいります。

○個人情報保護委員会による法令等の解説の掲載場所

⇒ (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

1 開示、訂正及び利用停止

令和4年度まで旧条例に基づき運用していた、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求は、現在、法に基づき運用しています。

請求に対する処分は、各実施機関ごとに、行政手続法第5条に基づき策定されている審査基準に則り決定します。

○「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（令和5年3月31日）」(知事部局における審査基準) のHP上の掲載場所

⇒ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/kojinjohohogo/1002312/1011646.html>)

2 審査請求の処理

開示、訂正又は利用停止を拒否する決定に対し不服がある場合、請求者は、当該決定をした実施機関に対して、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。審査請求を受けた実施機関は、「静岡県個人情報保護審査会」に諮問し、審査会の審議を経て審査請求に対する裁決を行います。

個人情報保護審査会は、審査請求案件を公正な第三者の立場で調査審議するために設けられた知事の附属機関であり、審査請求に係る保有個人情報を直接見分して審理を行う権限を有しています。(法施行条例に定められた実施機関のほか、議会から諮問された案件についても、調査審議を行います。)

○審査会概要のHP上の掲載場所

⇒ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1067114/1067117/1068559.html>)

(参考資料)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

静岡県知事様

郵便番号

住所又は居所

開示請求者

氏 名

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)		
求める開示の実施方法等		1 <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() 2 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。
本人確認等	開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 法定代理人又 は任意代理人 が請求する場 合のみに記載 してください。	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又 は居所	
連絡先 請求内容について照会する ことがありますので、電話 番号等を記載してください		

(注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。

2 その他記入事項については、「開示請求書の記入について」を確認してください。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認(<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面)
担当課等	
備考	

第2章 令和6年度情報公開・個人情報保護の実施状況

第2章 令和6年度情報公開・個人情報保護の実施状況

第1 公文書開示制度

1 実施機関別の請求及び処理の状況

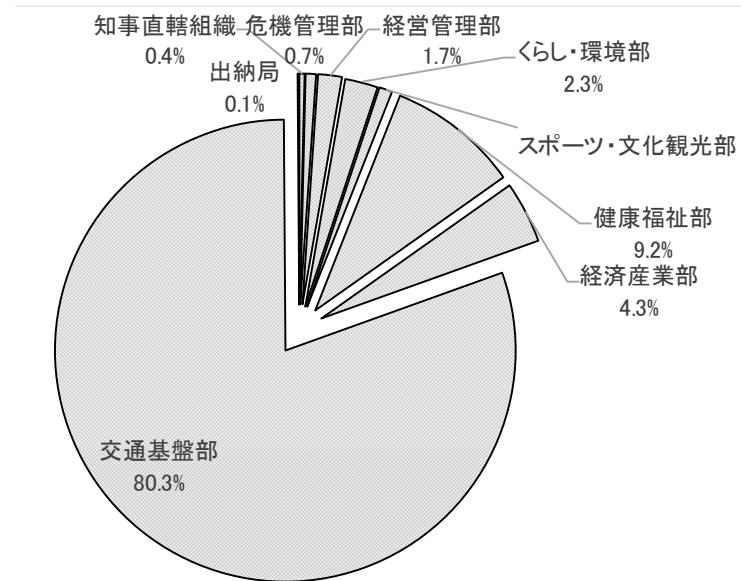
(単位:件)

実施機関	開示請求件数	処理					
		全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	存否応答拒否	文書不存在	請求取下げ
知事	4,365	3,902	321	4	1	58	79
議会	5	1	4				
教育委員会	76	33	17		3	7	16
選挙管理委員会	33	17	8	1		6	1
人事委員会	0						
監査委員	7	1	6				
公安委員会	0						
警察本部長	152	40	71	1	2	33	5
労働委員会	0						
収用委員会	0						
海区漁業調整委員会	0						
内水面漁場管理委員会	0						
公営企業管理者	62	12	10				40
がんセンター事業管理者	1	1					
静岡県公立大学法人	4	4					
公立大学法人静岡文化芸術大学	0						
公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学	2	2					
地方独立行政法人静岡県立病院機構	0						

静岡県住宅供給公社	10	10						
静岡県道路公社	17	17						
静岡県土地開発公社	0							
合計	4,734	4,040	437	6	6	104	141	0

1-2 知事部局 部局別請求件数の内訳

	請求件数	割合
知事直轄組織	16	0.4%
危機管理部	32	0.7%
経営管理部	73	1.7%
くらし・環境部	101	2.3%
スポーツ・文化観光部	40	0.9%
健康福祉部	402	9.2%
経済産業部	189	4.3%
交通基盤部	3,507	80.3%
出納局	5	0.1%
合計	4,365	100.0%



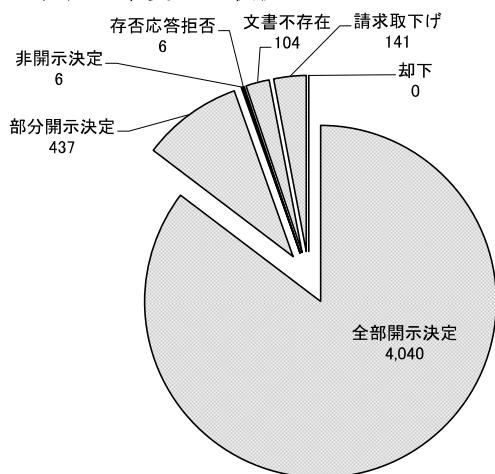
2 請求内容別件数

内容	件数
道路管理関係	1,729
建設業関係	1,385
健康福祉関係	362
環境関係	84
公共工事関係	420
公安・警察関係	152
教育関係	79
議会関係	5
その他	518
合計	4,734

3 請求方法別件数

請求方法	件数	比率
窓口	3,060	64.6%
インターネット	1,569	33.1%
ファクシミリ	40	0.8%
郵送	65	1.4%
合計	4,734	—

■令和6年度処理状況



4 開示率

$$\text{令和6年度開示率} = \frac{\text{全部開示} + \text{部分開示}}{\text{全部開示} + \text{部分開示} + \text{非開示} + \text{存否応答拒否}} = 99.7\%$$

(参考：令和5年度開示率=99.8%)

5 15日以内決定率※

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
15日以内決定率	96.8%	89.9%	90.2%	93.2%	92.7%	94.1%

※15日以内決定率：当該年度にあった開示請求のうち、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行ったものの割合

6 非開示理由の内訳

法令秘情報	(第7条第1号)	2
個人情報	(第7条第2号)	292
事業活動情報	(第7条第3号)	234
犯罪の予防、捜査等情報	(第7条第4号)	13
審議、検討又は協議に関する情報	(第7条第5号)	201
事務又は事業に関する情報	(第7条第6号)	575
会派又は議員個人の活動に関する情報	(第7条第7号)	0

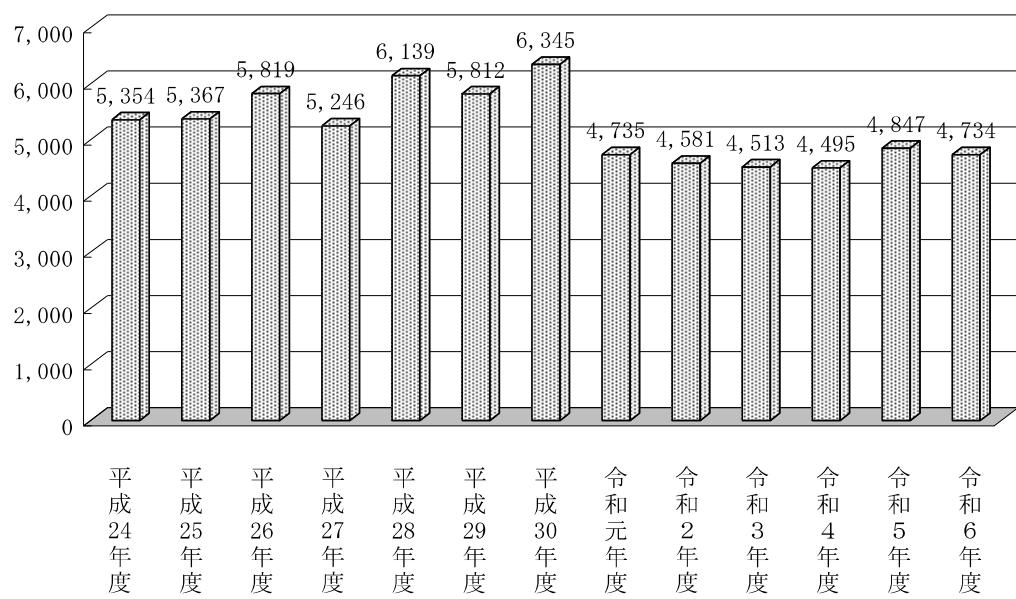
注) 上記表は部分開示決定、非開示決定をした案件の非開示理由の内訳を示しています。なお、1つの案件において複数の非開示理由に該当している場合には、それぞれの理由に重複して計上しています。

7 年度別の公文書開示請求及び処理の状況

(単位：件)

年度	開示請求件数	処理						
		全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	存否応答拒否	文書不存在	請求取下げ	却下
平成元～22年度	18,929	13,567	3,681	194	45	999	437	6
平成23年度	4,301	3,710	427	8	6	58	91	1
平成24年度	5,354	4,549	629	15	4	50	107	
平成25年度	5,367	4,701	475	5	9	48	129	
平成26年度	5,819	5,221	413	4	5	64	111	1
平成27年度	5,246	4,747	326	3	12	91	67	
平成28年度	6,139	5,667	328	5		64	75	
平成29年度	5,812	5,253	373	15	8	73	90	
平成30年度	6,345	5,896	299	9	9	38	94	
令和元年度	4,735	4,097	370	12	12	79	163	2
令和2年度	4,581	3,849	421	10	12	78	211	
令和3年度	4,513	3,769	465	14	13	96	156	
令和4年度	4,495	3,826	389	8	12	87	173	
令和5年度	4,847	4,002	490	4	4	109	237	1
令和6年度	4,734	4,040	437	6	6	104	141	
合計	91,217	76,894	9,523	312	157	2,038	2,282	11

■開示請求件数の推移



注) 平成31年4月1日から、金額入り設計書の情報提供が開始されたため、令和元年度の開示請求件数が大幅に減少しました。

8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況

(単位：件)

区分	審査請求		裁決	処理				取下げ	審理中
	前年度からの繰越件数	年度中の審査請求件数		却下	棄却	一部認容	認容		
平成元～22年度	—	207	196	4	60	91	41	9	2
平成23年度	2	4	2		2				4
平成24年度	4	8	7	5	2			1	4
平成25年度	4	12	4		2	2		4	8
平成26年度	8	13	10	2	6	2		2	9
平成27年度	9	10	10	1	8	1			9
平成28年度	9	10	7	3	2	2		3	9
平成29年度	9	5	8	2	3	3		1	5
平成30年度	5	6	7	3	3	1			4
令和元年度	4	3	4	1	2	1		1	2
令和2年度	2	10	3		3			1	8
令和3年度	8	11	5		5				14
令和4年度	14	16	5		4		1	4	21
令和5年度	21	7	6		6				22
令和6年度	22	11	15	2	7	5	1		18
合 計	—	333	289	23	115	108	43	26	—

9 静岡県情報公開審査会の開催等の状況

(単位：件)

年 度	審査会開催回数	条例第19条の規定に基づく実施機関からの質問等の状況							
		質 問		処理					
		前年度からの繰越件数	年 度 中 の 質 問 件 数	答 申	左 の 内 訳			質問の取下げ	審議中
		原処分妥当	一部取消し		取消し				
平成元～22年度	242回	—	172	161	59	92	10	9	2
平成23年度	4回	2	4	2	2				4
平成24年度	12回	4	5	2	2			3	4
平成25年度	12回	4	9	6	4	2		1	6
平成26年度	12回	6	10	7	4	3		1	8
平成27年度	12回	8	6	8	8				6
平成28年度	12回	6	6	4	2	2		1	7
平成29年度	12回	7	2	6	3	3		1	2
平成30年度	12回	2	6	4	3	1			4
令和元年度	8回	4	1	4	3	1			1
令和2年度	9回	1	9	4	4			1	5
令和3年度	10回	5	8	4	4				9
令和4年度	11回	9	15	4	3		1		20
令和5年度	8回	20	6	7	7				19
令和6年度	10回	19	11	13	7	6			17
合 計	386回	—	270	236	115	110	11	17	—

10 静岡県情報公開審査会の審議内容

審査会	開催日	審議（諮問）案件番号	審議の内容
第377回	令和6年4月5日	237～239・244・255号	審議（237～239・244・255号）
第378回	令和6年5月28日	238・239・244・245・255号	審議（238・239・245・255号） 答申（244号）
第379回	令和6年6月20日	239・245・248・249・255号	審議（245・248・249・255号） 答申（239号）
第380回	令和6年9月25日	245・247・248・249・255・259号	審議（245・248・249・255・259号） 答申（247号）
第381回	令和6年10月17日	245・248・249・250～252・255・259号	審議（259・250～252号） 答申（245・248・249・255号）
第382回	令和6年11月19日	238・250・254・256・259号	審議（238・250・254・256号） 答申（259号）
第383回	令和6年12月24日	238・246・250・251・261号	審議（246・250・251・261号） 答申（238号）
第384回	令和7年1月28日	251・252・256・257・261号	審議（252・256・257・261号） 答申（251号）
第385回	令和7年2月27日	252・256・257・261号	審議（252・257・261号） 答申（256号）
第386回	令和7年3月19日	252・254・257号	審議（252・254・257号）

11 静岡県情報公開審査会審議案件概要

(令和7年3月末現在)

諮詢番号	諮詢案件の内容	原処分決定	担当室(課)所	審査請求・諮詢年月日	審議状況等
237	教育委員会の行った顧問弁護士相談に関する文書の非開示決定に対する審査請求	非開示 (不存在)	教育委員会 義務教育課	審査請求	答申
				R4. 1. 24	R6. 4. 22
				諮詢	内容
				R4. 2. 14	原処分妥当
238	教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定に対する審査請求	非開示 (不存在)	教育委員会 義務教育課	審査請求	答申
				R4. 1. 25	R6. 12. 26
				諮詢	内容
				R4. 2. 15	一部取消
239	教育委員会の人事異動制度等に関する文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求	部分開示 ・非開示 (存否応答拒否 ・不存在)	教育委員会 義務教育課	審査請求	答申
				R4. 4. 15	R6. 6. 20
				諮詢	内容
				R4. 5. 19	原処分妥当
244	特定の事業所への立入検査に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	薬事課	審査請求	答申
				R4. 5. 26	R6. 6. 4
				諮詢	内容
				R4. 10. 17	原処分妥当
245	令和3年度空港振興費に係る補助金の実績報告書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	空港管理課	審査請求	答申
				R4. 6. 6	R6. 10. 25
				諮詢	内容
				R4. 10. 21	一部取消
247	弁護人選任通知簿の非開示決定に対する審査請求	非開示 (存否応答拒否)	警察本部 警察相談課	審査請求	答申
				R4. 5. 14	R6. 10. 7
				諮詢	内容
				R4. 12. 12	原処分妥当
248	特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	非開示 (不存在)	袋井土木 事務所	審査請求	答申
				R4. 8. 7	R6. 10. 21
				諮詢	内容
				R4. 12. 15	一部取消
249	特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の不作為に対する審査請求	部分開示	袋井土木 事務所 掛川支所	審査請求	答申
				R4. 8. 7	R6. 10. 21
				諮詢	内容
				R4. 12. 15	却下
250	教員の出勤簿兼勤務時間管理簿の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	教育委員会 教育総務課	審査請求	答申
				R4. 11. 14	R6. 10. 27
				諮詢	内容
				R5. 1. 13	一部取消
251	教員の懲戒処分等の公表基準に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	教育委員会 教育総務課	審査請求	答申
				R4. 11. 16	R7. 1. 30
				諮詢	内容
				R5. 1. 13	一部取消
252	静岡県教育委員会において教育委員に配布された資料に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	教育委員会 教育総務課	審査請求	審議中
				R4. 11. 16	
				諮詢	
				R5. 1. 13	
254	特定の個人が提出した工作物設置に係る申請書等の非開示決定に対する審査請求	非開示 (存否応答拒否 ・不存在)	東部農林 事務所 森林整備課	審査請求	審議中
				R5. 6. 24	
				諮詢	
				R5. 8. 23	
255	空港振興費に係る全ての補助金等の実績報告書についての部分開示決定に対する審査請求(空港管理課分)②	部分開示	空港管理課	審査請求	答申
				R5. 7. 27	R6. 10. 25
				諮詢	内容
				R5. 8. 24	一部取消
256	静岡県警察における特定の交流研修に係る募集要綱等及び警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書の非開示決定に対する審査請求②	非開示 (不存在)	警察本部 警察相談課	審査請求	答申
				R5. 6. 22	R7. 3. 4
				諮詢	内容
				R5. 8. 31	原処分妥当

257	精神科病院指導監査に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	障害福祉課	審査請求	審議中
				R5. 8. 18	
				諮問	
				R7. 10. 12	
259	県民のこえ記録票に関する氏名修正前の文書の非開示決定に対する審査請求	非開示 (不存在)	危機情報課	審査請求	答申
				R6. 12. 7	R7. 12. 3
				諮問	内容
				R7. 3. 22	原処分妥当
261	特定地域の用水路に対する対応及び工事に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	部分開示	西部農林 事務所	審査請求	審議中
				R6. 4. 24	
				諮問	
				R6. 6. 3	
△	特定の急傾斜地における現地調査の結果等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求	非開示 (不存在)	袋井土木 事務所	審査請求	諮問前却下
				R6. 12. 2	
				諮問	
				R4. 3. 9	

*情報公開審査会の答申及び答申概要の掲載場所

⇒ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1011655.html>)

第2 行政資料・統計資料等の提供

1 県民サービスセンターの利用者数

(単位：人)

年 度	情報提供合計	内 訳		
		行政資料 提 供	統計資料 提 供	その他自由 閲 覧 等
平成元～26 年度	1,075,434	80,932	48,649	945,853
平成 27 年度	37,895	1,552	417	35,926
平成 28 年度	34,576	1,348	507	32,721
平成 29 年度	33,532	1,427	468	31,637
平成 30 年度	32,769	1,296	570	30,903
令和 元年度	36,908	1,244	488	35,176
令和 2 年度	23,284	1,080	457	21,747
令和 3 年度	26,705	1,142	286	25,277
令和 4 年度	41,993	1,343	352	40,298
令和 5 年度	36,011	1,157	432	34,422
令和 6 年度	32,577	948	418	31,211
合 計	1,411,684	93,469	53,044	1,265,171

2 行政資料・統計資料の貸出状況

(単位：件・%)

分 類			件 数(構成比)
00	総 記	(総記、県統計年鑑、市町村資料)	9 (4.6)
20	歴 史	(歴史・遺跡)	1 (0.5)
31	政 治	(議会・選挙、県行政、消防・防災・公安等)	18 (9.1)
34	財 政	(財政、予算・決算、租税等)	8 (4.1)
36	社 会	(社会保障、生活、労働、社会福祉等)	1 (0.5)
37	教 育	(教育、幼・小・中・高等学校等)	79 (40.1)
38	民族・習慣	(民俗・習慣)	1 (0.5)
46	生物科学	(生物科学)	1 (0.5)
49	医学・薬学	(医学・薬学、保健・衛生等)	10 (5.1)
51	建設工学・土木工学	(土木、河川工学、公害・環境工学等)	36 (18.3)
65	林 業	(林業)	5 (2.5)
68	運輸・交通	(運輸・交通、観光等)	8 (4.1)
S	市町村資料		1 (0.5)
T	他都道府県		7 (3.6)
W	国白書		12 (6.1)
合 計			197

※構成比は
小数点以下
第2位を四
捨五入して
いるため合
計が 100%
にならない
場合がある。

3 情報提供した主な行政資料・統計資料

部局等	情報提供した主な行政資料・統計資料
知事直轄組織	静岡県の要望・提案、県政世論調査、県議会定例会議案、県議会定例会議案説明書、県議会定例会知事提案説明要旨、県議会定例会部局長説明要旨、県が出資又は債務を負担している法人の経営状況報告書、当初予算概要、当初予算主要事業参考資料、予算の説明、県財政のあらまし、静岡県の新ビジョン（後期アクションプラン）、静岡県勢要覧、静岡県の統計、静岡県統計年鑑、家計調査年報
危機管理部	静岡県の原子力発電、浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果
経営管理部	静岡県公報、静岡県職員録、市町の概要、地域づくりへの支援制度
くらし・環境部	静岡県男女共同参画白書、環境白書、静岡県水循環保全条例第16条に基づく水源保全地域、水の週間記念作文集、大気汚染及び水質汚濁等の状況、交通事故相談の概況
スポーツ文化・観光部	静岡県観光交流の動向、埋蔵文化財センター調査報告、文化財年報、ふじのくに地球環境史ミュージアム年報
健康福祉部	健康福祉部の概要、児童相談所事業概要、明日のしあわせを願って、医療法人事業報告書、血液事業の現状、静岡県立総合病院年報
経済産業部	静岡県月例経済報告、経済産業部事業概要、データでみる静岡県の地場産業、静岡県食と農の基本計画、静岡県農業農村整備みらいプラン、静岡県農ビジネス300事例集、静岡県工業技術研究所研究報告、地域森林計画変更計画書、静岡県森林共生白書、静岡県森林共生基本計画、静岡県水産・海洋技術研究所研究報告
交通基盤部	交通基盤部概要、積算資料（調査編）、土木工事積算資料、静岡県建設資材等価格表、港湾工事標準単価表、静岡県森林整備保全業務委託標準歩掛、地すべり調査委託標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、土質調査業務委託標準積算基準、用地調査等業務委託標準積算基準書、建設業許可業者一覧表、静岡県河川指定調書、静岡県水防計画書、静岡県の都市計画、静岡県屋外広告業登録簿
出納局	静岡県歳入歳出決算書

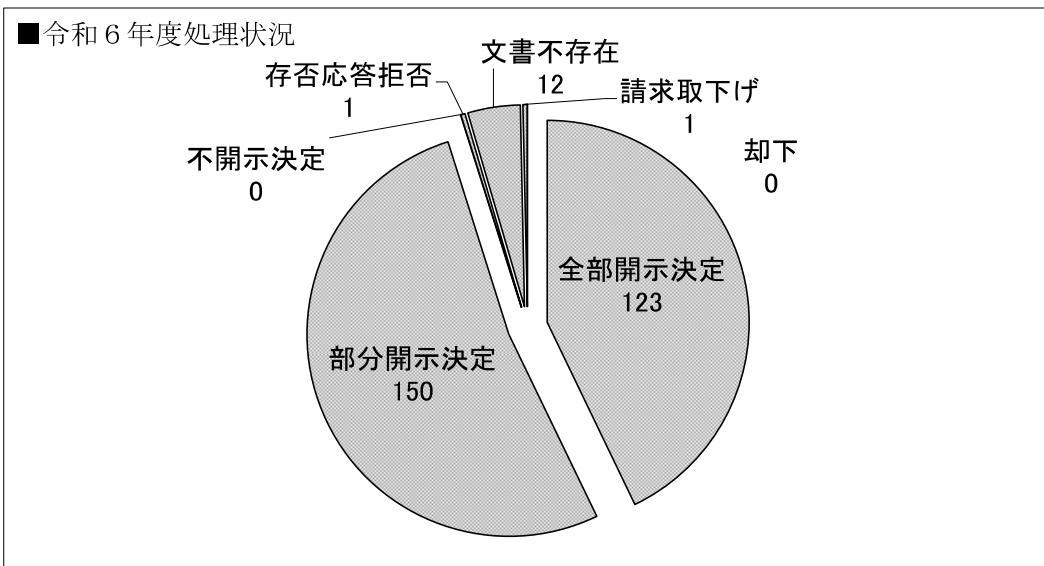
部局等	情報提供した主な行政資料・統計資料
県議会	県議会定例会（臨時会）会議録、県議会常任（特別）委員会会議録
人事委員会	静岡県職員・警察官採用試験、人事委員会年報
教育委員会	静岡県教員採用選考試験、静岡県立特別支援学校寄宿舎指導員選考試験、初任者研修資料、静岡県公立高等学校要覧、しづおかの青少年、静岡県社会教育関係基礎資料集
警察本部	静岡県の犯罪
国	官報、各種白書、各種統計年報、国勢調査、社会生活統計指標、在留外国人統計
市町・他都道府県	市町事業概要、市町予算書、市町統計書、市政報告書、地域防災計画
団体	静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧、静岡県経済白書、静岡県会社要覧、茶業研究報告、公益法人を巡る改革の定量的評価、静岡大学経済研究、静岡大学法政研究、レジャー白書

第3 個人情報保護制度

1 実施機関別の保有個人情報開示請求及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処理						
		全部開示決定	部分開示決定	不開示決定	存否応答拒否	保有個人情報 不存在	請求取下げ	却下
知事	28	7	16			5		
教育委員会	127	115	11			1		
選挙管理委員会	0							
人事委員会	0							
監査委員	0							
公安委員会	0							
警察本部長	132	1	123		1	6	1	
労働委員会	0							
収用委員会	0							
海区漁業調整委員会	0							
内水面漁場管理委員会	0							
公営企業管理者	0							
がんセンター事業管理者	0							
静岡県公立大学法人	0							
公立大学法人静岡文化芸術大学	0							
公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学	0							
地方独立行政法人静岡県立病院機構	0							
合計	287	123	150	0	1	12	1	0



2 開示率

$$\text{令和6年度開示率} = \frac{\text{全部開示} + \text{部分開示}}{\text{全部開示} + \text{部分開示} + \text{不開示} + \text{存否応答拒否}} = 99.6\%$$

(参考：令和5年度開示率=98.4%)

3 15日以内決定率※

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
15日以内決定率	92.0%	89.5%	68.5%	69.7%	66.0%	65.5%

※15日以内決定率：当該年度にあった開示請求のうち、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行ったものの割合

4 不開示理由の内訳

開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報（第78条第1号）	1
開示請求者以外の個人情報（第78条第2号）	139
事業活動情報（第78条第3号）	0
国の安全等に関する情報（第78条第4号）	0
犯罪の予防、捜査等情報（第78条第5号）	67
審議、検討又は協議に関する情報（第78条第6号）	0
事務又は事業に関する情報（第78条第7号）	118

注) 上記表は部分開示決定、不開示決定をした案件の不開示理由の内訳を示しています。なお、1つの案件において複数の不開示理由に該当している場合には、それぞれの理由に重複して計上しています。

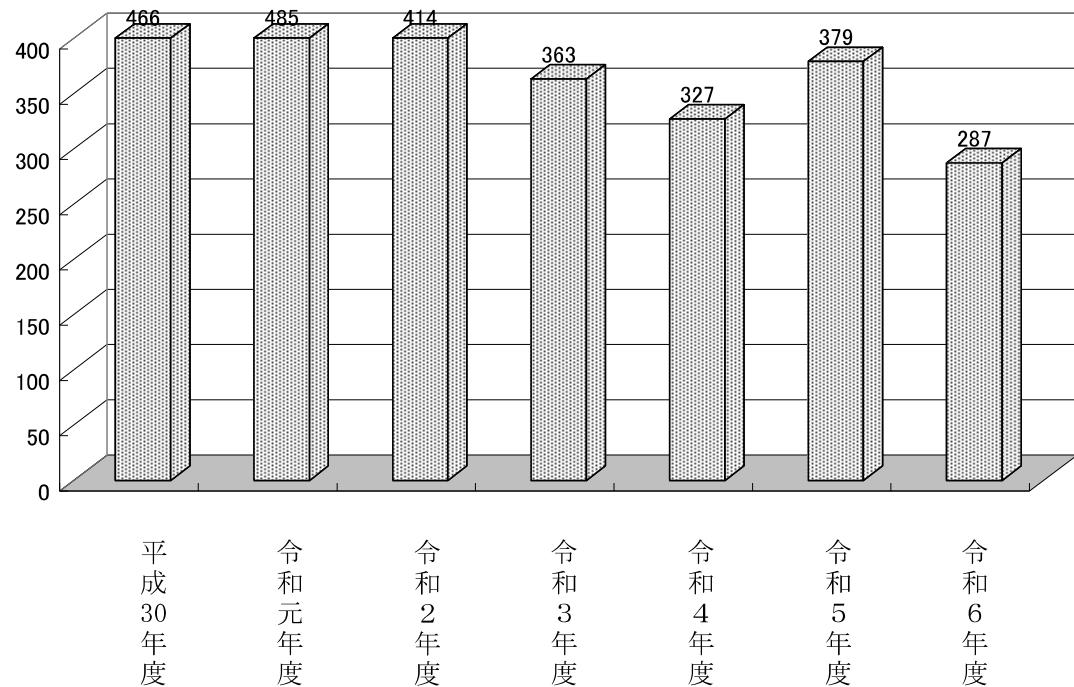
5 年度別の保有個人情報開示請求及び処理の状況

年度	開示請求件数	処理						
		全部開示決定	部分開示決定	不（非）開示決定	存否応答拒否	保有個人情報不存在	請求取下げ	却下
平成15～29年度	4,422	2,932	1,102	8	4	359	7	10
平成30年度	466	322	131	3	1	7	1	1
令和元年度	485	299	167	4		10		5
令和2年度	414	232	159	3	1	17		2
令和3年度	363	111	228	1	1	16	1	5
令和4年度	327	155	151	6		11	3	1
令和5年度	379	174	174	10	2	16	3	
令和6年度	287	123	150		1	12	1	
合計	7,143	4,348	2,262	35	10	448	16	24

【補足】

- ・全部を開示しない決定のことを、令和4年度までは「非開示決定」、令和5年度からは「不開示決定」という。

■保有個人情報開示請求件数の推移



6 保有個人情報訂正請求の処理状況

(単位：件)

訂正請求件数	処 理				
	訂正決定	部分訂正決定	訂正拒否決定	請求取下げ	却下
H15～19年度	4		2	2	
平成20年度	2		2		
平成21年度	1			1	
平成22年度					
平成23年度					
平成24年度					
平成25年度					
平成26年度					
平成27年度					
平成28年度	2		1	1	
平成29年度					
平成30年度	4			4	
令和元年度	1			1	
令和2年度	6			6	
令和3年度					
令和4年度	1			1	
令和5年度	1			1	
令和6年度					
合 計	22		5	17	

7 保有個人情報利用停止請求の処理状況

(単位：件)

利用停止 請求件数	処 理				
	利用停止決定	部分利用 停止決定	利用停止 拒否決定	請求取下げ	却下
H15～19年度	1			1	
平成20年度					
平成21年度	1				1
平成22年度					
平成23年度					
平成24年度					
平成25年度					
平成26年度					
平成27年度	1	1			
平成28年度	1			1	
平成29年度					
平成30年度	1			1	
令和元年度					
令和2年度					
令和3年度					
令和4年度					
令和5年度	1			1	
令和6年度	1			1	
合 計	7	1		5	1

8 行政不服審査法に基づく審査請求の状況

(単位：件)

区分	審査請求		裁決	処理				取下げ	審理中
	前年度から の繰越 件数	年度中の 審査請求 件数		左の内訳					
				却下	棄却	一部認容	認容		
H15～H22年度	—	14	12		6	5	1	2	
平成23年度		2							2
平成24年度	2	2	3		1	2			1
平成25年度	1	2	1			1			2
平成26年度	2		2		2				
平成27年度									
平成28年度		6	2		1	1		2	2
平成29年度	2	5	3	1	2				4
平成30年度	4	6	2		1		1	1	7
令和元年度	7	1	6		4	2		1	1
令和2年度	1	4	2		2				3
令和3年度	3	1	3		3				1
令和4年度	1	10	3		3			1	7
令和5年度	7	5	2		2				10
令和6年度	10	1	7		6	1			4
合計	—	59	48	1	33	12	2	7	—

9 静岡県個人情報保護審査会の開催等の状況

(単位：件)

年 度	審査会 開催回数	実施機関からの諮問等の状況							
		諮 問		答 申	左 の 内 訳			諮問の 取下げ	審議中
		前年度か らの繰越 件数	年 度 中 の 諮 問 件 数		原処分妥当	一部取消し	取消し		
H15～H22年度	42回	—	14	12	6	5	1		2
平成23年度	1回		1						1
平成24年度	12回	1	3	3	1	2			1
平成25年度	5回	1	2	1		1			2
平成26年度	10回	2		2	2				
平成27年度	1回								
平成28年度	7回		2	2	1			1※	
平成29年度	8回		4	2	2				2
平成30年度	8回	2	8	2	1		1		1 7
令和元年度	9回	7		6	4	2			1
令和2年度	9回		4	2	2				2
令和3年度	9回	2	2	4	4				
令和4年度	6回		6	2	2				4
令和5年度	10回	4	7	3	2	1			8
令和6年度	8回	8	2	6	6				4
合計	145回	—	55	47	33	11	2		4

※ 審査会の判断を踏まえ、開示の可否について再検討すべきとした答申

*令和5年3月31日以前になされた開示等請求に係る案件については、旧条例に基づき審議している。

● その他の諮問案件

諮問年度	諮問件数	諮 問 内 容
平成26年度	3	特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問（2件） 静岡県個人情報保護条例の改正に係る諮問
平成29年度	1	静岡県個人情報保護条例の改正に係る諮問
令和元年度	2	特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問（2件）
令和5年度	1	特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問
令和6年度	1	特定個人情報保護評価に係る第三者点検の実施に関する諮問

10 静岡県個人情報保護審査会の審議内容

審査会	開催日	審議（諮問）案件	審議の内容
第137回	令和6年4月23日	51号、53号、54号	審議（53号、54号） 答申（51号）
第138回	令和6年6月28日	53号、54号、55号	審議（55号） 答申（53号、54号）
第139回	令和6年8月20日	55号、58号、59号	審議（58号、59号） 答申（55号）
第140回	令和6年9月30日	58号、59号、60号	審議（59号、60号） 答申（58号）
第141回	令和6年11月22日	59号、60号	審議（59号） 答申（60号）
第142回	令和5年11月29日	59号、61号	審議（59号、61号）
第143回	令和7年2月28日	PIA	審議（PIA）
第144回	令和7年3月25日	59号、61号	審議（59号、61号）

※PIA…特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく、特定個人情報保護評価書に係る第三者点検

11 静岡県個人情報保護審査会審議案件概要

（令和7年3月末現在）

諮詢番号	諮詢案件の内容	原処分決定	担当室（課）所	審査請求・諮詢年月日	審議状況等	備考
51	自己の措置入院に係る精神保健福祉に関する相談記録の非開示決定に対する審査請求	非開示（存否応答拒否）	西部保健所	審査請求	答申	
				R4. 12. 9	R6. 5. 1	
				諮詢	内容	
				R5. 2. 24	原処分妥当	
53	特定事件の経緯が分かる文書に係る非開示決定に対する審査請求	非開示（適用除外）	警察相談課	審査請求	答申	
				R4. 11. 13	R6. 7. 4	
				諮詢	内容	
				R5. 4. 27	一部取消	
54	特定事件に関する相談記録に係る非開示決定に対する審査請求	非開示（適用除外）	警察相談課	審査請求	答申	
				R5. 1. 30	R6. 7. 4	
				諮詢	内容	
				R5. 4. 27	原処分妥当	
55	自己の相談に係る相談等受理票等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求	すべて訂正しない	警察相談課	審査請求	答申	
				R5. 1. 30	R6. 9. 6	
				諮詢	内容	
				R5. 4. 27	原処分妥当	
58	自己の子のいじめについて実施機関が作成した調査文書等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求	訂正しない	教育総務課 高校教育課	審査請求	答申	答申に付言あり
				R5. 11. 1	R6. 10. 17	
				諮詢	内容	
				R6. 1. 4	原処分妥当	
59	自己の子の高校入試における受験配慮に関する文書に係る部分開示決定に対する審査請求	部分開示	教育総務課 高校教育課	審査請求	審議中	
				R5. 9. 28		
				諮詢		
				R6. 1. 4		
60	自己についての通報に関する文書に係る不開示決定に対する審査請求	不開示（存否応答拒否）	教育総務課	審査請求	答申	
				R5. 12. 21	R6. 11. 22	
				諮詢	内容	
				R6. 2. 7	原処分妥当	
PIA	「地方税の賦課徴収等の事務に関する全項目評価書（案）」に係る第三者点検		税務課	審査請求	審議中	
				諮詢		
				R6. 12. 24		

*個人情報審査会の答申及び答申概要の掲載場所

⇒ (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/kojinjohohogo/1002312/1011663.html>)

参考例規

【参考例規のURL】

1 静岡県情報公開条例

⇒(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/645/johokokaijorei.pdf)

2 知事が保有する公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱

⇒(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/645/johokokaihiyoyoko.pdf)

3 個人情報の保護に関する法律

⇒(<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057/>)

4 個人情報の保護に関する法律施行条例

⇒(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/646/housekoujorei.pdf)

5 知事が保有する保有個人情報が記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱

⇒(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/646/chiji_hyou.pdf)

6 情報提供の推進に関する要綱

⇒(http://192.168.224.31/system/assets/projects/default_project/_page_/001/011/645/johoteikyouyoukou.pdf)

7 知事の所管に属する出資法人の情報公開の推進に関する要綱

⇒(http://192.168.224.31/system/assets/projects/default_project/_page_/001/067/278/shusshihoujinyoukou.pdf)

静岡県の情報公開・個人情報保護
(令和6年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況年次報告書)

令和8年1月 発行

編集・発行 静岡県総務部法務文書課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
電話 (054)221-3306・2910